

平成19年2月14日
東北地方整備局

東京電力から不適切な取水量管理を行っていた
との報告を受けました
～ 阿武隈川水系五百川 ～

本日（2月14日）、東京電力㈱から、阿武隈川水系五百川にある水力発電施設（郡山市）について不適切な取水量管理を行っていたとの報告を受けました。（別添参照）

東北地方整備局では報告書の内容を精査し、適切な取水量管理を行うため、必要な対応をしていきます。

また、明日（2月15日）、東北電力㈱、電源開発㈱、東京電力㈱に同様の事例等がないか、再度報告を求めます。（報告期限：3月14日）

発表記者會：宮城県政記者会、東北電力記者クラブ、東北専門記者会
※本省でも同時発表しております

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 河川部
水政課長 (内線3551)
河川環境課長 (内線3651)
仙台市青葉区二日町9-15
TEL022-225-2171 (代表)

東京電力(株)の水力発電関連施設に係る再点検結果 及び報告徴収について

記者発表資料

東京電力(株)の水力発電施設に係る報告データの不適切な取扱いや河川法手続きの遺漏が相次いで判明したことから、本年2月1日に河川法第78条第1項に基づき全発電所の再点検を行うよう求めていた結果の報告が本日あり、新たに報告データの不適切な取扱い等が判明しました。

(別添1)

また、本年1月30日に河川法第78条第1項に基づき報告を求めていた、水力発電関連施設に係る報告データの不適切な取扱い等が判明した件(①八汐ダム・蛇尾川ダムの流入量の報告データの不適切な取扱い、②八汐ダムに係る同ダムの地下への浸透防止対策工事を河川法第26条第1項の許可を得ずに行っていたこと、③葛野川ダムの漏水量の報告データの不適切な取扱い)の経緯、再発防止策等に係る報告についても、今回の再点検分も含め、報告がありました。

(別添概要書)

当局といたしましては、報告の内容を精査し、今後も必要な対応をしていく所存です。

なお、これまでの電力会社からの報告により、河川法第23条に基づき許可されている最大取水量以上の取水があった場合において、取水量があたかも最大取水量であるように観測・記録されるよう、観測・記録に係る機器を措置していたこと、河川法第23条の許可等を得ずに機器冷却装置用の水、管理施設における融雪水の水、手洗い等の雑用水として、河川の流水を使用していたことが判明したことから、これを踏まえ、電力会社に対し、改めて河川法第78条第1項に基づき報告を求めていきます。

平成19年2月14日(水)
国土交通省 関東地方整備局河川部

発表記者クラブ
竹芝記者クラブ
埼玉県政記者クラブ
横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会
山梨県政記者クラブ
栃木県政記者クラブ
刀水クラブ
都庁記者クラブ

問		い		合		わ		せ		先	
国土交通省	関東地方整備局	河川部									
〒330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	さいたま新都心合同庁舎2号館		水政調整官						(内線) 3515	
電話(代	表)	048-601-3151		水政課長						(内線) 3551	
		(水政課夜間直通) 048-600-1334		河川環境課						(内線) 3652	
		(河川環境課夜間直通) 048-600-1336									

東京電力(株)及び関西電力(株)からの報告書の提出等について

○平成19年2月1日及び2日に東京電力(株)及び関西電力(株)に対し、河川法第78条第1項の規定に基づく報告徴収を行っていましたが、本日同社から新たな不適切事案及び経緯に関する報告書が提出されました。

概要は、別添のとおりです。

○今後、提出された報告内容を詳細に検討し、再発防止に向けて適切に指導していきます。

○また、今般の関西電力(株)事案を受けて、改めて、各電力会社に再報告徴収を実施することとしました。

・ 同時資料配付記者クラブ
新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
福島県政記者クラブ
長野市政記者クラブ
高山記者クラブ

国土交通省 北陸地方整備局 河川部
広域水管理官 (M 3516)
水政課長 (M 3551)
河川管理課長 (M 3751)

TEL 025-280-8880

平成19年2月14日
国土交通省中部地方整備局

お 知 ら せ

1. 件 名：水利使用に係る報告徴収について

2. 概 要： 本年2月2日に河川法第78条第1項に基づき、関西電力㈱
に対して、

①大井発電所の水利使用規則に定められた報告データのうち、
和田川集水用取水口の取水量について、平成16年に許可量
を超える取水がありながら許可量を超えない値を記載して報
告が行われていたことの経緯等の詳細及び再発防止策

②既に報告のあった法手続き及び報告データに係る不適切事
案の他に、報告データ又は法手続きの不適切な取扱いがあっ
た案件がないか

について求めていた報告を本日受け取りましたので、お知らせ
します。（報告の概要は別添1を参照。）

また、東京電力㈱に対しても、関東地方整備局において本年
1月24日までに報告のあった自主点検結果を精査する中で、
2発電所において報告データの不適切な取扱い及び河川法の手
続きの遺漏があることが判明したことを受け、本年2月1日に
河川法第78条第1項に基づき、中部地方整備局管内において
も、他に報告データ又は法手続きの不適切な取扱いがあった案
件がないか報告を求めていましたが、本日報告を受け取りまし
たので、あわせてお知らせします。（報告の概要は別添2を参
照。）

中部地方整備局では、今回の報告の内容を精査し、今回の報
告で判明した新たな不適切事案を含め、今後も必要な対応をし
ていく所存です。（新たな不適切事案が判明した発電所は別添
3を参照。）

なお、今回の報告において、

①取水量報告における不適切なデータ処理が行われていたこ
と

②水圧鉄管等から分水し、または、別途河川水を取水して、
発電機の冷却水、雑用水（手洗い等）、消火栓用水及び融雪

水として使用していたことが新たに判明したことから、あらためて、管内の東京電力(株)、中部電力(株)、関西電力(株)及び電源開発(株)にも同様の事例がないか、再度河川法第78条第1項の規定に基づく報告徴収を行います。

3. 参考資料：別添1 関西電力(株)の報告書概要
別添2 東京電力(株)の報告書概要
別添3 新たな不適切事案が判明した発電所一覧
別添4 関西電力及び東京電力(株)の発電所位置図
4. 同時配布：この資料は中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ及び駒ヶ根市・伊那市・飯田市記者クラブに同時配布しています。
5. 問合せ先：国土交通省中部地方整備局河川部
広域水管理官 TEL 052-953-8146
水政課長 TEL 052-953-8146
河川管理課長 TEL 052-953-8155

国土交通省 近畿地方整備局

資料配付

配付日時

平成19年 2月14日

15時00分

件名

関西電力（株）からの報告書の提出等について

概要

平成19年2月2日に関西電力（株）に対し、川合^{かわい}発電所及び^{とちう}栃生発電所にかかる不適切事案について、河川法第78条第1項に基づき再発防止策等の報告を求めていましたが、本日、同社から報告書が提出されました。
また、本日同社から新たな不適切事案及び再発防止策等について報告がありました。

取り扱い

テレビ・ラジオ : _____

新聞 : _____

配布場所

近畿建設記者クラブ
大手前記者クラブ

.....
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ所属で資料が必要な方は、近畿地方整備局記者クラブじふく調(06-6942-1141内線2811)に問い合わせ願います。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局 河川部

水政課長 (内線3551)

電話：06-6942-1141 (代表)

06-6942-0137 (直通)

河川環境課長 (内線3651)

06-6942-0608 (直通)

平成19年 2月14日
近畿地方整備局河川部 水政課
河川環境課

関西電力（株）からの報告書の提出等について

○平成19年2月2日に関西電力（株）に対し、河川法第78条第1項の規定に基づく報告徴収を行っていましたが、本日同社から川合発電所及び栃生発電所の不適切事案の経緯及び再発防止策並びに新たな不適切事案及び同事案の経緯及び再発防止策に関する報告書が提出されました。

概要は、別添1のとおりです。

○新たな不適切事案については次のとおりです。

1. 取水量報告に関する不適切事案 (該当発電所 別添2)

①水位計等により算出した取水量を報告していた場合において、許可に係る最大取水量を超過した量が算出された場合は、許可に係る最大取水量として報告していた。

②発電電力量（出力）のデータを基に自動的に取水量を算出していた場合において、許可に係る最大取水量を超過した場合は、最大取水量を記録するようにプログラム処理して報告していた。

2. 発電施設である水圧鉄管等から分水し、または、別途河川水を取水して、発電機の冷却水、雑用水（手洗い等）、消火栓用水及び融雪水として使用していた。 (該当発電所 別添3)

○今後、提出された報告内容を詳細に検討し、再発防止に向けて適切に指導していきます。

○新たな不適切事案の報告を受け、管内の北陸電力（株）、中部電力（株）、電源開発（株）及び今回報告のあった関西電力（株）に対し同様の事例がないか、再度河川法第78条第1項の規定に基づく報告徴収を行います。

(提出期限 平成19年3月14日)